調査計画

1　調査の名称（□特定一般統計調査　■その他の一般統計調査）

ＳＤＧｓに関する全国アンケート調査（ＳＤＧｓに関する全国アンケート調査 地方創生に向けたＳＤＧｓを活かしたまちづくり）

2　調査の目的

本調査は、「地域未来戦略」において、重要業績評価指標に位置付けられている「地方創生ＳＤＧｓの取組を加速化するための自律的好循環エコシステムの創出（地方創生ＳＤＧｓに取り組む地方公共団体の割合）：80％（2030年度）」の達成に向け、全ての自治体の取組状況を把握するために実施するものであり、自治体がＳＤＧｓに取り組む上で抱える課題等を把握し、今後の取組推進・普及展開に活かすとともに、ＳＤＧｓ未来都市及び地方創生ＳＤＧｓ課題解決モデル都市、地方創生ＳＤＧｓ官民連携プラットフォームなどへの関心度に関する情報収集のため実施するものである。

3　調査対象の範囲

（1）地域的範囲（■全国　□その他）

（2）属性的範囲（□個人　□世帯　□事業所　□企業・法人・団体　■地方公共団体　□その他）

都道府県及び市区町村

4　報告を求める個人又は法人その他の団体

（1）報告者数

1,788団体（令和8年4月1日現在）

（2）報告者の選定方法（■全数　□無作為抽出(□全数階層あり)　□有意抽出）

「地域未来戦略」において、重要業績評価指標に位置付けられている「地方創生ＳＤＧｓの取組を加速化するための自律的好循環エコシステムの創出（地方創生ＳＤＧｓに取り組む地方公共団体の割合）：80％（2030年度）」の達成に向け、全ての自治体の取組状況を把握する必要がある。

5　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項（詳細は別添調査・集計事項一覧を参照）

①貴自治体（回答担当者様）の情報、②ＳＤＧｓについて具体的な取組等の状況、③ＳＤＧｓの認知度、④ＳＤＧｓへの関心度、⑤ＳＤＧｓの推進の方向性、⑥ＳＤＧｓを推進することで得られる利点、⑦ＳＤＧ

ｓ推進に際しての課題や障壁、⑧ＳＤＧｓに関する内閣府の取組、⑨他自治体との連携、⑩ＳＤＧｓの推進に向けた政府の支援策など

〔集計しない事項の有無〕　■無　□有

（2）基準となる期日又は期間

毎年10月時点

6　報告を求めるために用いる方法

（1）調査系統

内閣府（自治体ＳＤＧｓ推進評価・調査検討会）－報告者

※内閣府が事務局を務める上記検討会において調査を実施し公表をしているもの。

当該検討会組織については添付の設置要綱参照。

（2）調査方法

□郵送調査　■オンライン調査（□政府統計共同利用システム　■独自のシステム　□電子メール）

□調査員調査　□その他（　　）

〔調査方法の概要〕

内閣府共有意見等登録システムを活用

7　報告を求める期間

（1）調査の周期

□１回限り　□毎月　□四半期　■１年　□２年　□３年　□５年　□不定期　□その他（　　）

（１年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：　　年）

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年9月下旬～10月31日

8　集計事項

別添調査・集計事項一覧のとおり。

9　調査結果の公表の方法及び期日

（1）公表・非公表の別（■全部公表　□一部非公表　□全部非公表）

（2）公表の方法（■e-Stat　□インターネット（e-Stat以外）　□印刷物　□閲覧）

（3）公表の期日

報告書の公表については調査実施年の12月に行う。

10　使用する統計基準等

□使用する→□日本標準産業分類　□日本標準職業分類　□その他（　　）

■使用しない

本調査は、地方公共団体を対象とした、ＳＤＧｓに関する調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地が小さいことから、いずれの統計基準も使用しない。

11　調査票情報の保存期間及び保存責任者

調査票情報の保存期間

・記入済み調査票：10 年

・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

保存責任者

内閣府本府地方創生推進室　参事官

令和8年度SDGsに関する全国アンケート調査　調査・集計事項一覧　全28項目（25年度同様）
https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/R7survey.pdf

| | No. | 該当する設問番号 | 集計項目内容 | 自治体名を出して公表する項目 | 統計を作成する項目 |
|---|---|---|---|---|---|
| 分析する事項 | 1 | 問1 | 前回のアンケートにお答えいただきましたか | | ○ |
| | 2 | 問2-1　～　2-1-18 | 自治体SDGsチェックリストの単純集計結果（ステップ1） | | ○ |
| | 3 | 問2-2　～　2-2-8 | 自治体SDGsチェックリストの単純集計結果（ステップ2） | | ○ |
| | 4 | 問2-3　～　2-3-12 | 自治体SDGsチェックリストの単純集計結果（ステップ3） | | ○ |
| | 5 | 問2-4　～　2-4-5 | 自治体SDGsチェックリストの単純集計結果（ステップ4） | | ○ |
| | 6 | 問2-5　～　2-5-6' | 自治体SDGsチェックリストの単純集計結果（ステップ5） | | ○ |
| | 7 | 問3 | SDGsについてどの程度ご存じですか | | ○ |
| | 8 | 問4 | SDGsについてどの程度ご関心がありますか | | ○ |
| | 9 | 問5 | 17のゴールの中でこれまで特に力を入れて取り組んできた課題 | | ○ |
| | 10 | 問5 | 今後も引き続き注力したいと思っている課題 | | ○ |
| | 11 | 問5 | 今後新たに注力したいと思っている課題 | | ○ |
| | 12 | 問6-1　～　6-2-10 | SDGs達成に向けて取組みを推進されていますか | ○（6-2-6は除く） | ○ |
| | 13 | 問7-1 | SDGsを推進することで得られる利点 | | ○ |
| | 14 | 問7-2 | SDGsを推進することで得られる変化・効果 | | ○ |
| | 15 | 問8-1-1 | 国等に関連するバリアー | | ○ |
| | 16 | 問8-1-2 | 自治体内部におけるバリアー | | ○ |
| | 17 | 問8-1-3 | 他の自治体との連携に関するバリアー | | ○ |
| | 18 | 問8-1-4 | 他の関係者との連携に関するバリアー | | ○ |
| | 19 | 問9-1 | SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業をご存知ですか | | ○ |
| | 20 | 問9-2 | SDGs未来都市選定に応募しましたか | | ○ |
| | 21 | 問9-3 | SDGs未来都市選定に応募したもしくはする理由は何ですか | | ○ |
| | 22 | 問9-4 | SDGs未来都市選定に応募しなかった理由は何ですか | | ○ |
| | 23 | 問9-5 | 地方創生SDGs官民連携プラットフォームに入会していますか | | ○ |
| | | 問9-5-1 | 地方創生SDGs官民連携プラットフォームに入会状況の理由 | | － |
| | 24 | 問9-5-2 | 地方創生SDGs官民連携プラットフォームの活動参加状況 | | ○ |
| | | 問9-5-3 | 地方創生SDGs官民連携プラットフォームの活動参加状況の理由 | | － |
| | | 問9-6-1 | 多様なステークホルダーの参画による地方創生SDGsを知っていますか | | － |
| | 25 | 問9-6-2 | 多様なステークホルダーの参画による地方創生SDGsに関する取組を推進していますか | ○ | ○ |
| | | 問9-6-3 | 多様なステークホルダーの参画による地方創生SDGsの具体的な取組内容は何ですか | | － |
| | | 問9-6-4 | 地域金融機関と連携した支援取組を行っていますか | | － |
| | | 問9-6-5 | 地域金融機関と連携した支援取組の具体的な取組内容は何ですか | | － |
| | 26 | 問10-1 | SDGsの推進に向けた他の自治体との連携の推進状況 | | ○ |
| | 31 | 問10-1-2 | SDGsの推進に向けた他の自治体との取り組み内容は何ですか | | － |
| | 27 | 問11-1 | SDGsに取り組むための情報提供等の整備に関して | | ○ |
| | 28 | 問11-2 | SDGsに実際に取り組む段階における支援に関して | | ○ |

# 自治体ＳＤＧｓ推進評価・調査検討会　設置要綱

（設置）

１．内閣府に自治体ＳＤＧｓ推進評価・調査検討会（以下「検討会」という。）を置く。

（任務）

２．検討会は、ＳＤＧｓ未来都市及びＳＤＧｓ自治体施策支援補助事業（以下「ＳＤＧｓ未来都市等」という。）に関する以下の事項を任務とする。

（１）ＳＤＧｓ未来都市等の透明性、公平性、中立性を高めるため、ＳＤＧｓ未来都市等の選定基準の検討、ＳＤＧｓ未来都市等の選定案の作成に資する客観的評価及びＳＤＧｓ未来都市等の選定後の評価等に関する事項について調査及び検討を行い担当大臣に助言する。

（２）ＳＤＧｓ未来都市等の推進のため、ＳＤＧｓ未来都市が策定するＳＤＧｓ未来都市計画（以下「未来都市計画」という。）の策定時、さらに未来都市計画に基づく取組実施時において、助言その他の支援を行うための企画立案等を行う。

（構成）

３．（１）検討会は、学識経験者等のメンバーで構成する。なお、必要に応じて、今後メンバーを一部変更することも妨げられないものとする。

（２）座長は構成員が互選し、座長代理は座長が必要に応じて指名する。

（３）座長は必要に応じて、個別の議題について構成員をメンバーとするワーキンググループを設置・開催できる。ただし、座長が構成員以外の者の助言等が必要と認める場合には、構成員以外の者を協力メンバーとして指名することができる。

（招集）

４．検討会の会議は、座長が招集する。

（会議の開催）

５．検討会は、構成員の３分の１以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、座長は、やむを得ない理由により検討会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

（議事の公開）

６．検討会の会議は公開する。また、議事要旨を作成し、検討会の会議の終了後速やかに公開する。ただし、会議及び議事要旨について、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。

（庶務）
７．検討会の庶務は、内閣府地方創生推進室において処理する。

（雑則）
８．この要綱に定めるもののほか、検討会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則）
この要綱は、平成 30 年１月 22 日から施行する。

（附則）
この要綱は、平成 30 年７月 25 日から施行する。

（附則）
この要綱は、令和３年１２月３日から施行する。

（附則）
この要綱は、令和６年１月４日から施行する。

（附則）
この要綱は、令和７年３月 21 日から施行する。